【規程番号　神女大Ⅵ－004】

神戸女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

（目　的）

第１条　この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（推薦対象者）

第２条　推薦対象者は、機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生で、当該年度中に貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者及び当該年度に博士後期課程に入学した者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げる可能性のある者とする。

（候補者の選考等）

第３条　奨学金の返還免除を申請するものは、所定の書類を所属する研究科の長に提出するものとする。

２　各研究科の長は、奨学金返還免除希望申請者のうちから候補者を選考する。

３　前項の選考は、次条に定める選考基準により評価するものとする。

４　各研究科の長は､選考した候補者に順位を付して第５条に規定する委員会に提出するものとする。

（選考基準）

第４条　業績優秀者に関する基本的な選考基準は、機構が定める奨学規程に基づき学内外における業績を総合的に評価するものとする。

２　前項のほか各研究科の評価方法については、機構が定める奨学規程の評価基準に評価のウエイトの違いを設けることができる。

（委員会の設置）

第５条　本学に候補者の選考を行うため、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成 16　年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号）の規定に基づき、神戸女子大学奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の組織及び運営については、別に規則で定める。

（候補者の推薦）

第６条　学長は､委員会の議に基づき､候補者を決定し､独立行政法人日本学生支援機構に推薦する。

（推薦の取消）

第７条　学長は、前条による推薦後、学位論文・業績等に不正の事実が判明した場合は、委員会の議を経て当該推薦を取り消すことができる。

（補　足）

第８条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は必要に応じて部局長等会議の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 17 年 12 月 22 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。